

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第505号）

—外商投資政策関連—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国政府当局の主な政策動向等に関する最新情報をお知らせいたします。

□ 当局政策関連

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表している。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を相次いで打ち出している。一方、4月後半以降は、中国全土における操業再開の動きの拡大に加え、北京における新型コロナの緊急対応レベル引き下げ（最高の1級から2級に）や、延期された全国人民代表大会（全人代、国会に相当）の日程決定（5月22日に開幕予定）などの動きも見られている。このため、ここでは新型コロナウイルス関連政策に限らず、当局政策全般を掲載する。直近公布された主な政策を以下図表にまとめております。

【政府当局の主な政策動向】

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
国務院	<p>新型コロナウイルス感染症の常態化に向けた対応作業の着実な実施に関する国務院新型コロナウイルス感染対応联防联控メカニズムの指導意見 国発明電[2020]14号 (2020.5.8)</p> <p>国务院应对新型冠状病毒感染肺炎疫情联防联控机制关于做好新冠肺炎疫情常态化防控工作的指导意见[国发 明电(2020)14号] http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-05/08/content_5509896.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 予防を主軸とする。マスクを適切に着用し、人の集りを抑え、風通しと消毒を強化し、健康意識を高める ➢ 速やかに発現し、迅速に対応し、情勢を的確に把握・管理し、有効な治療を行う ➢ 医療機関や、学校、コミュニティなど重要な場所や、事業者、人員を重点に感染症の防止・抑制を実施する ➢ 検査対象を拡大し、ビッグデータの役割を発揮し、科学研究と国際協力を強化する ➢ 組織の統制を強化する。党委及び政府、事業者の責任を明確にし、警戒レベル・緊急対応レベルを機動的に調整する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
発展改革 委員会	自動車消費の安定化と拡大に向けた 若干措置に関する通知 発改産業[2020]684号 (2020.4.30) 关于稳定和扩大汽车消费若干措施的 通知[发改产业(2020)684号] https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202004/t20200430_1227367.html	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年7月1日までに排ガス基準「国5」に基づき生産、輸入された小型車（車両総重量が3.5トンを超えない）は、2021年1月1日まで、新ガス基準「国6」を未だ実施していない地域における販売、登録が可能である ➢ 新エネルギー車の購入補助金政策や、車輛購入税（取得税）免除の優遇政策の実施期間を2022年末まで延長する ➢ 老朽化したディーゼルトラックの廃車を加速させる ➢ 中古車の流通・売買をスムーズにする。2020年5月1日～2023年末まで、中古車の販売を取り扱う事業者に対し、売上高の0.5%をベースに増徴税を徴収するという優遇税制を実施する ➢ 自動車ローンの役割を生かす
国家市場 監督管理 総局	マスク等の防疫用品の対EU輸出参入情報指南（第3版） (2020.5.4) 口罩等防疫用品出口欧盟准入信息指南（第三版） http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/202005/t20200504_314970.html	企業に対し、マスクなどの防疫用品の対EU輸出に関する参入基準をより細かく定めた
財政部等	西部大開発に係る企業所得税政策の実施延長に関する財政部、税務総局、国家発展改革委の公告 財政部公告2020年第23号 (2020.4.23) 财政部 税务总局 国家发展改革委关于延续西部大开发企业所得税政策的公告[财政部公告2020年第23号] http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5149164/content.html	2021年1月1日～2030年12月31日、西部地区に設立する奨励類産業に属する企業に対し、15%の企業所得税率（法人税率）を適用する。ここでいう奨励類産業に属する企業とは、「西部地区奨励類産業目録」に挙げられた産業分野を主力事業とし、かつ営業収入に占める売上高の割合が60%以上である企業を指す
	小規模納税者の増徴税減免政策の実施期間延長に関する公告 財政部 税務総局公告2020年第24号 (2020.4.30) 关于延长小规模纳税人减免增徴税政策执行期限的公告[财政部 税务总局公告2020年第24号] http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5149526/content.html	「個人事業者の操業・営業再開の支持に係る増徴税政策に関する財政部、税務総局の公告」（財政部 税務総局公告2020年第13号）に定められた優遇税制の実施期間を2020年12月31日まで延長する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>中国人民 銀行等</p>	<p>中国人民銀行、国家外貨管理局公告 〔2020〕第2号 海外機関投資家の国内証券先物投資資金管理規定 (2020.5.7)</p> <p>中国人民银行 国家外汇管理局公告 (2020)第2号 境外机构投资者境内证券期货投资资金管理規定 http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4019492/index.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ これまで人民元と外貨によって海外機関投資家に対する外貨管理を分けて実施してきたが、それを一本化する。適格海外機関投資家が送金時期と通貨を自由に決めることを認める ➤ 適格海外機関投資家が国内証券投資の利益を海外送金する際、中国公認会計士が発行する投資収益監査報告書、税務届出表などの書類を提出することが不要となり、代わりに税金完納承諾書を提出することとする ➤ カストディアンの上限数を撤廃する（適格海外機関投資家が指名できる国内カストディアンの上限数について、従来はQFIIが1行、RQFIIが3行であるが、その制限が撤廃された）。カストディアンが2行以上である場合、適格海外機関投資家はメインカストディアン（報告機関）を指名しなければならない ➤ 中国人民銀行、外貨管理局は事中、事後の監督管理を強化する
<p>上海市政 府</p>	<p>上海市商務委員会等による「本市国家級経済技術開発区におけるイノベーション強化による開放型経済の新境地開拓の推進に関する実施意見」の印刷・発布の通知 (2020.5.6)</p> <p>上海市商務委員会等印发《关于推进本市国家级经济技术开发区创新提升打造开放型经济新高地的实施意见》的通知 http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw64840.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一、対外開放を更に拡大する <ul style="list-style-type: none"> ➤ より高いレベルの開放型経済の発展を加速させる ➤ 自由貿易試験区における関連改革の試行実施を支持する ➤ 多国籍企業による地域統括会社、R&Dセンター等の設立を奨励する ➤ 外資誘致プラットフォームの役割を強化する ➤ 対外貿易の質を向上させる 二、改革の主導権を更に強化する <ul style="list-style-type: none"> ➤ 管理機関の役割を明確にする ➤ 規制緩和や行政スリム化の改革を深化させる ➤ 国家級経済技術開発区運営者の上場、開発区におけるREIT（不動産投資信託）の試行を支持する ➤ 国家級経済技術開発区運営者による区内のベンチャー投資、未公開株投資への参加に関する規制の緩和を模索する 三、質の高い産業発展を推進する <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各地域に特化した産業分野の発展に注力する ➤ 先端製造業の発展を大いに発展させる ➤ 現代サービス業の高度化に取り組む ➤ 科学イノベーションセンターの建設に本格的に参画する ➤ 開発区の環境配慮型の発展を加速させる 四、各要素の確保と資源の集中利用 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 土地の集約、効率的な使用を強化する ➤ エネルギー、資源のコストを引き下げる ➤ 人材誘致政策を最適化する 五、対国内外の連携プラットフォームの役割を生かす <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際協力を積極的に参加する ➤ 国内他地域の開発区との協働を推進する

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

本ビジネス・エクスプレスは原則、1週間1回を目途に発行しています。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について
無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報
に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。